

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

令和3年6月21日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	母子保健事業事務
事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。 保健指導 新生児訪問指導 健康診査 妊娠の届出 母子健康手帳の交付 妊産婦の訪問指導 低体重児の届出 未熟児の訪問指導 養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給または費用の徴収に関する事務
システムの名称	健康管理システム,宛名管理システム,中間サーバー,エクセルファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第69の2,70項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第38条の3, 第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第26,56の2,69の2,87項 ・内閣府・総務省令第7号 第26,30,38の3,44条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健福祉部健康増進課
所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 所属長	健康増進課長 宮城 幸子	健康増進課長 宮崎 しづえ	事後	
平成29年10月24日	1 システムの名称	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, エクセルファイル	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, エクセルファイル, いばらき電子申 請・届出サービス	事前	子育てワンストップサービスの 利用開始に先立ち, 事前に変 更
平成30年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 所属長	健康増進課長 宮崎 しづえ	健康増進課長 武井 理江子	事後	
令和1年6月28日	リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	令和元年4月1日	事後	
令和1年12月18日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第70項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第26, 56の 2, 87項 ・内閣府・総務省令第7号 第26, 30, 44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第69の2, 70 項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第38条 の3, 第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第26, 56の 2, 69の2, 87項 ・内閣府・総務省令第7号 第26, 30, 38の3, 44	事前	情報連携ネットワークシステム への接続開始に先立ち, 事前 に変更
令和3年6月21日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う変更